

資料

資料 1 調査関係資料

この実態調査で使用した調査票は以下のとおりです。

ニット外衣（又はその原材料）用
短靴下（又はその原材料）用
ワイシャツ・ブラウス（又はその原材料）用
紳士服（又はその原材料）用

各調査票の質問項目および質問内容は同じであることから、代表例として「ニット外衣（又はその原材料）」の調査票を資料 1.1 に示します。

資料 1.1 繊維産業取引慣行実態調査票
(P131～P142)

torihiki04-8.PDF (321KB)

資料 2 取引慣行と法規定

2.1 独禁法と下請法

「改善を要する取引慣行」とはどのようなものでしょうか。「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独禁法)第19条では、取引上優越した地位にある事業者が、その取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を、優越的地位の濫用として禁止していて、これに抵触する取引慣行が「改善を要する取引慣行」にあたります。しかし、取引に際して価格その他の取引条件について厳しい交渉がおこなわれることは当然で、どこからを「不当」とするかは程度問題的なところがあり、一概には言えません。

しかし、独禁法の補完法である下請法においては、きわめて弱い立場にあると考えられている下請事業者を保護する目的で、発注者側である親事業者がしてはならない事項を明確に規定しており、今回の調査もこの規定をめぐって調査事項を設定しています(内容については次項で解説します)。

いずれにせよ、わが国繊維業界には、独禁法に言う「優越的な地位の濫用」に該当し、または該当する可能性がある不公正・不合理な取引慣行・取引条件が多種類存在しており、このことが、わが国繊維産業の高コスト構造や大きな需給ギャップを招いた大きな原因の1つであると指摘されています。その結果、わが国繊維産業の国際競争力は低下し、輸入浸透率は高まり、輸出は低迷し、国内生産の縮小を招いています。

わが国の繊維産業が今後、激しさを増す国際競争にさらされながらも、健全な姿を保っていくためには、このような不公正な取引慣行・取引条件を是正していく必要があることは言うまでもありません。そのためには、個別企業がその取引先と粘り強く交渉していかなければならないことはもちろんですが、業界慣行的になっているものについては業界団体間でも交渉を進める必要があります。

なお、公正取引委員会では昨年9月に、「繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し下請法または独占禁止法上問題となる事例」を取りまとめて発表しており、当事業団ではその内容につき公正取引委員会の協力を得て繊維産地、集散地等で普及活動を展開しています。内容は公正取引委員会の下記ホームページでも閲覧できますので、ぜひご参照下さい。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/01.september/01092801.pdf>

2.2 親事業者の義務と禁止事項

前節で述べた、下請法に規定されている親事業者の4項目の義務と9項目の禁止事項を簡潔に表形式で示しますと図表2.2.1の通りです。

図表2.2.1 下請法規定概要

親事業者の義務	1. 書面の交付義務	発注に際して、給付の内容、下請代金の額、支払期日などを記載した書面を交付すること。
	2. 書類作成・保存義務	給付の内容、下請代金の額、支払期日などについて記載した書類を作成し、2年間保存すること。
	3. 下請代金の支払期日を定める義務	支払期日は、納入物品等を受領した日から60日以内で、できる限り短い期間内とすること。
	4. 遅延利息支払い義務	下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、納入物品等を受領した日から60日を超えた日から実際に支払をする日までの期間について、未払い金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払うこと。
親事業者の禁止事項	1. 受領拒否の禁止	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに注文した物品等の受領を拒んではならない。
	2. 下請代金の支払遅延の禁止	下請代金は、納入物品等を受領した日から60日以内の支払期日までに支払わなければならない。
	3. 下請代金の減額の禁止	下請事業者の責に帰すべき理由がないのにあらかじめ定めた下請代金を減額してはならない。
	4. 返品 of 禁止	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに受け取った物品を返品してはならない。
	5. 買ったたきの禁止	類似品または市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めてはならない。
	6. 強制購入の禁止	親事業者は下請事業者に対し指定する物等を強制的に購入させてはならない。
	7. 報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会または中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取り扱いをしてはならない。
	8. 有償支給原材料の対価の早期決済の禁止	有償で支給した原材料等の対価を、下請代金の支払期日より早い時に相殺したり支払わせたりしてはならない。
	9. 割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形（繊維業においては手形期間が90日を超える手形）を交付してはならない。

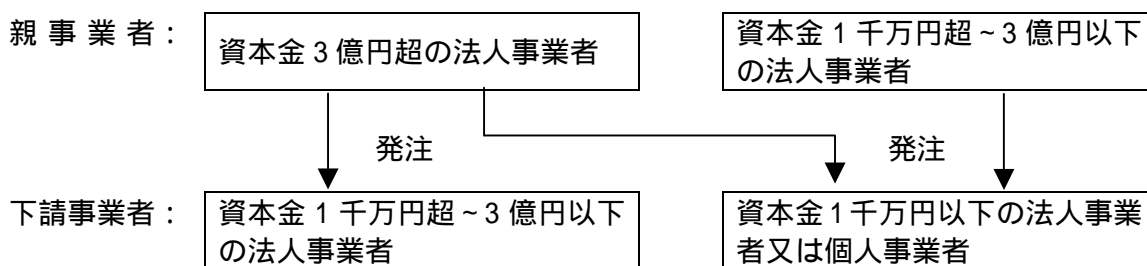
注1：下請法は独禁法における「優越的な地位の濫用の禁止」を下請取引について具体的に規制しており、違反企業に対しては調査・検査のうえ罰金、勧告、違反内容・社名の公表などの措置がとられます。下請取引以外の取引で「優越的な地位の濫用」があった場合は、裁判等で争われることとなります。円滑な取引の展開のためには、発注者側には優越的な地位の濫用をしないよう自己規制が求められ、受注者側には問題があった際、先ず業界団体等を通じて発注者側業界に協議を申し入れるなどのアクションが望まれます。

注2：下請法での「下請取引」「親事業者」「下請事業者」の定義は次の通りです。

発注企業が規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む）を受注企業に依頼するような場合で、資本金 3 億円超の企業が資本金 3 億円以下の企業に物品の製造・修理を委託する場合、あるいは 資本金 1 千万円超 3 億円以下の企業が資本金 1 千万円以下の企業に物品の製造・修理を委託する場合、発注側が「親事業者」、受注側が「下請事業者」となります。

したがって、アパレル企業の自主企画商品を小売企業が発注するようなケース、繊維企業の標準的な糸をテキスタイル企業が発注するようなケース等は「製造委託」には該当しません。これに対して、小売企業がデザインやブランド等を示してアパレル企業に発注するケース、アパレル企業が縫製企業に型紙を示して縫製発注するケース、テキスタイル卸企業が織物設計を指定して織布企業に生産発注するケースなどは「製造委託」に該当します。この場合、取引が売買形式か、賃加工形式かは関係ありません。

親事業者と下請事業者の関係を図示すると下図の通りです。



2.3 改善を要する取引慣行とは

繊維業界においては、このような独禁法、下請法の規制を踏まえ、繊維産業内に見られる各種の取引慣行のうち、法に抵触するもの、程度問題ながらも度が過ぎれば法に抵触すると考えられるものを取りあげ、それらの改善を図るため、さまざまな努力がおこなわれてきています。現在、そのような努力の中心となっている組織は、繊維産業流通構造改革推進協議会(略称 QR 推進協議会)の取引近代化推進委員会ですが、同委員会が取りあげている「改善を要する取引慣行」およびそれらの具体的な内容は図表 2.3.1 の通りです。

図表 2.3.1 改善を要する取引慣行とその内容

大分類	小分類	内 容
書面契約関連事項	無書面取引 1. 取引基本契約書なし	<p>わが国の法律上は、取引企業相互間で合意が成立すれば、それで契約は成立し、必ずしも書面に合意内容を書き留めておく必要はない。しかし、書面がないと後日トラブルが発生しやすいため、書面により契約を結ぶことが望ましく、繊維業界でも書面契約の普及が目指されている。</p> <p>継続的な取引関係にある企業間では、取引に関する基本的な事項を取り決めた取引基本契約を締結しておくことが望ましい。繊維産業では基本契約書モデルが数種類、提示されている。</p>
	無書面取引 2. 個別契約書なし	<p>取引が行われるつど、合意した内容を記録する契約書。伝票形式であることも多い。業界によっては契約書モデルや統一伝票様式を提示している。</p>
価格関連事項	後値決め	<p>企業が、市況の変化等によるリスクを避けるため、値決めをしないまま受発注を行うこと。価格だけでなく、数量あるいは価格・数量の両方を曖昧にしておくケースも含まれる。具体的には、個別契約・発注を意味する加工指図書、伝票等に価格（または数量）の記載がないまま、製造・加工に着手したり、商品の手配を進めることを言う。リスクの負担をめぐって優越的な地位の濫用につながりやすい。</p> <p>契約にあたっては買い手企業に価格、数量を明確にするよう求めることが必要である。また、正式な発注と発注予定の開示とを区別することも必要である。</p>
	契約後の値引き	<p>商品の受渡しがあった後の値引き要請は、（売り手企業に瑕疵や契約違反がなければ）不当な値引きとして問題になる。買い手から値引き要請を受けた場合には、その理由を調べ、責任の所在を明確にするとともに、独禁法、下請法等の違反がないかチェックする必要がある。販売政策として価格変更を認めるケースでも、基本ルールを事前に明確しておくべきである。</p>
決済条件関連事項	売掛期間	<p>決済条件の1つ。下請法では、売掛期間（製品受領日から現金または手形交付日までの期間）は60日以内の出来るだけ短い期間と定めている。</p> <p>強い立場にある買い手企業は、弱い立場にある売り手企業に金融面でのしわ寄せを押し付けがちであるが、決済条件の悪化は企業の手許資金の流動性を弱め、経営の安定性を阻害するので、十分な注意が必要である。具体的には、個々の契約の際に、締切日、代金支払い、現金・手形の起算日、手形の指定決済日、金利負担の方法等、決済の方法について明確にしていくことが必要である。</p>
	現金比率	<p>決済条件の1つ。総取引高に占める現金取引の割合で、これが大きい方が望ましい。</p>

大分類	小分類	内 容
決済条件関連事項 (続き)	手形サイト	決済条件の1つ。手形交付日から決済日までの期間のことで、下請法では90日以内と定められている。
	金利負担	決済条件の1つ。製品受領日から実際に支払をする日までの期間についての金利は、当事者双方の話し合いにより合理的に負担を決める必要がある。下請法では、製品受領日から起算して60日経過した日から実際に支払をする日までの期間につき、年率14.6%の金利を支払う義務を課している。
引取関連事項	引取遅延	需要予測違い、保管場所不足等の理由により、買い手企業が商品の引き取りを延ばすものである。このような場合、買い手側の事情によるにもかかわらず、適正な保管料、違反金等が支払われないといった問題が生じがちで、その改善のためには、契約時に納期、納入商品の数量等について明確にした書面契約を締結し、引取が遅延した場合には当事者間の協議を行い、発生した損害が適正に補填されるような慣行の定着を目指す必要がある。
	引取拒否	需要予測違い、保管場所不足等の理由により、買い手側が商品の引き取りを拒否するものである。引取遅延の項参照。
	不合理な品質クレーム	市況が悪化すると、品質クレーム(に名を借りたマーケットクレーム)が増加する傾向があり、不良品と強弁して返品や値引きが行われがちである。 商品受け渡しに関する検査基準を明確にし、問題発生時には検査機関等に相談するなど、対策をとる必要がある。
	返品	買取契約の場合で、売り手側には商品の瑕疵などの責任がないのに、市況の悪化、在庫調整といった買い手側の都合で返品が行われることが問題となる。その改善のためには、事前に契約形態(買取仕入れか委託仕入れか)や取引条件を当事者間で明確にしておくこと、返品を許容する場合には事前に返品理由、返品条件、返品手続き、品質判定ルール等を明確に取り決めておくことが望ましい。
物流関連事項	多頻度小口配送の要請	過度の小口多頻度配送の要請によるコストアップの負担が適正に行われない場合、問題となる。
	保管費用負担	QR化や情報化への対応に伴って、それらの本来の狙いとは逆に保管、物流、受発注、販売促進等の費用の増大を招く場合が多く、その費用分担について取引上の弱者が増分コストを押し付けられやすいという問題がある。このため、公正で合理的・効率的なルール作成に努め、契約時に当事者間で負担方法等を明確にすることが必要である。
	配送費用負担	保管費用負担の項参照。

大分類	小分類	内 容
営業協 力関連 事項	歩引	売り手に対して包括的、継続的に一定率の値引きを求める慣行である。これは買い手が取引上の優越的地位を利用して、その利益を保証したり、販売促進費用や物流コスト等の転嫁を行う手段になっており、取引を不透明にすること、会計処理をいたずらに複雑化することなどの理由から、廃止すべきものとされている（昭和 51 年「繊維取引の改善についての報告」繊維取引改善委員会）。
	歩積	商品価格の一定割合を包括的、継続的に売り手に積み立てさせ、一定期間預託しておくという慣行である。歩引と同じ理由で廃止すべきものとされている。
	従業員派遣	百貨店等の取引において多く見られる。従業員派遣を行うことは、メーカーや卸売業者にとって自社商品の推奨ができる、消費者のニーズの把握ができる等のメリットがあるものの、逆に小売店が仕入れた商品の販売責任が不明確になる、派遣店員が本来業務以外の業務を強いられる等の問題も見受けられる。派遣条件等についてあらかじめ明確にしておくことが必要である。
	協賛金負担	買い手企業の販売促進のための宣伝費の一部を売り手に負担させるものである。このような費用負担の決済は本来、合理的な算定に基づいて価格に反映したり、または別立てで決済されるべきものであるが、曖昧に処理されるケースが多いのが問題である。
	見本費負担	商品開発用や展示用として買い手企業が売り手企業から取り寄せたテキスタイルやアパレル等を、見本として無償にさせるものである。本来は有償とすべきであり、無償とする場合でも、事前によく話し合っってその範囲などを明確に決めておくべきである。
	押付販売	買い手企業が売り手企業に対し、買い手企業の商品、サービスの購買を強制するものである。商品以外にも研修旅行参加、保険加入、カード会員加入なども事例として報告されている。基本的に廃止を目指すべきものである。
	リベート	メーカー、卸が商品の販売先の販売インセンティブ附与等を目的として、一定期間内の取引額に応じて期間終了後に販売先に対して支払うものである。リベートの体系は、複雑で支給基準が曖昧なことが多いので、実際の仕切価格が曖昧になったり、単品利益管理を阻害することがある等の問題がある。契約書等による支給基準の明確化、透明性確保が必要で、また体系の簡素化を図ることが望まれる。

資料3 取引改善努力の歴史

3.1 古くて新しいテーマ - 取引慣行改善

取引慣行改善はわが国繊維産業にとって古くて新しいテーマと言えます。過去の取引慣行の推移を検討しますと、取引慣行改善は関係者が一回努力すればその効果が長続きするというものではなく、絶えず改善に向けて努力していくことでようやく悪化をくい止め、うまくいけば改善も見られるというようなものなのです。これまでもさまざまな取引慣行改善の努力がなされてきましたが、最近の慣行悪化を訴える声は従来にもまして大きく、改善の必要性はこれまでになく高まっています。即ち、取引慣行改善は「古くて新しい問題」なのです。これまでどのような取引改善の努力がなされてきたのか、その歴史を振り返って見ることは、これからの取引改善活動を考える上で有用でしょう。

3.2 取引改善に向けての胎動期

国の政策としての取引改善の動きは、1973年、通産大臣の諮問機関である産業構造審議会と繊維工業審議会による合同答申「70年代の繊維産業のあり方」における「取引改善を推進すべき」との問題指摘に端を発しています。

わが国繊維産業における取引慣行は、かねてから、流通機構の複雑多岐性に伴う諸問題、物的流通の近代化の遅れ、取引慣行の不合理性、前近代性、中小零細下請企業の取引上の地位の脆弱性などが指摘されており、とりわけ取引慣行の不合理性と前近代性の問題は、わが国特有の経営風土のもとで広範囲に定着し、繊維産業の近代化を進める上で大きな妨げとなっていたことが、この答申の指摘となったのです。

答申を受けて74年に「繊維工業構造改善臨時措置法」が立法化されましたが、その成立の際の国会における付帯決議でも、「不適當な商慣習の排除等取引条件の改善に努める」ことが求められました。

このため政府は74年に通商産業省生活産業局長の諮問機関として「繊維取引改善委員会」を設置し、改善すべき取引慣行の指摘および望ましい改善の方向と行政の果たす役割について諮問した結果、76年に改善すべき取引慣行と改善方向を示す「繊維取引の改善についての報告」が答申されました。

この答申では、改善の基本理念や是正方向が示され、取引改善推進に向けた

業界の自覚と決意を促すとともに、取引改善の総合的推進体制を整備する必要性があることが提言され、生活産業局は直ちにその実現に向けて関係業界に対する指導を開始しました。

当時の繊維業界では、取引改善は一部の業界団体で取引改善委員会等を設置して、取引の相手方の団体との間で改善についての話し合いが行われるなどの動きはありましたが、十分な効果を発揮したとは言えず、改善の必要性は強く叫ばれながらも改善の方策について決め手を欠く状況にありました。こうした動きに上記の取引改善委員会の答申と政府の指導開始は力を添え、急速に組織作りの気運が盛り上がったのでした。

3.3 繊維取引近代化推進協議会の誕生とその活動

その結果、1976年に生活産業局の指導のもと、繊維取引近代化推進協議会設立準備委員会が発足し、同年10月に関係業界の総意と期待を込めて繊維取引近代化推進協議会（以下、近代化協議会）が発足しました。

近代化協議会は、その目的を達成するために広く繊維品の製造加工分野から流通を担う卸、小売分野まで、取引に係る業界団体のほとんどすべてを会員とし、繊維業界にとって画期的なものとなりました。そして発足後、幅広い分野からの会員の積極的な協力と、通商産業省をはじめ関係諸機関による指導支援に支えられて逐次事業を拡大し、取引近代化に向けてチャレンジを進めました。

その活動は、先ず「繊維取引近代化憲章」の制定に始まり、書面契約の推進、各種啓発普及活動の展開、紛争処理窓口の設置、取引に係る実態調査の実施、取引改善情報の提供など、取引改善意識の高揚と業界における取引改善基盤の醸成に必要な諸事業を重点に据えて行われ、それらの活動は一応の成果を上げたと評価されています。

しかし、発足当時に不当・不合理と指摘されていた取引慣行の改善については、標準契約書の作成、個別取引慣行改善のための方向や方策を示す指針作成などの事業が日常の取引上の利害に触れることから調整等が困難で足踏み状態となり、結果として不当・不合理な個別慣行の改善は思うように進まず、発足当初の期待とはほど遠い状態が続きました。

このような状況にあった83年10月、産業構造審議会、繊維工業審議会合同答申の「新繊維ビジョン」において、改めて取引改善の取り組みを強化すべきであるとの指摘がなされたため、通商産業省生活産業局は84年10月、「繊維取引改善委員会」を再開して今後の施策のあり方について諮問し、同委員会は85年10月「繊維取引改善の一層の推進について」を取りまとめて答申しました。

この答申では、多品種・少量・短サイクル化の進展、情報化の進展等に伴って新たに発生した問題や、取り残されている個別慣行の改善問題を中心に今後の改善施策のあり方が示され、特に遅れている個別慣行改善対策としては、業界における取引改善指針の作成、政府の取引準則の策定を、また実行面では重点的・段階的な改善へのアプローチを、さらに取引関係情報収集提供等の強化や品質クレーム対策の充実等の諸施策が提言されました。

近代化協議会ではこれらの提言を踏まえ、取引改善事業を一層推進するため、関係業界と密接に連携協力し、引き続き事業活動の充実強化を図りました。

その後、日米構造協議等を契機とする通商産業省の指導、繊維工業構造改善事業協会の支援、近代化協議会のきめ細かな運営方針のもとに、引き続き業界単位で改善指針の作成などが展開されましたが、取引関係にある業界間、さらには企業間での不当・不合理な慣行の是正の面では所期の成果が上がっているとは言えない状況が続きました。

3.4 最近の取引改善の動き

近代化協議会は、1999年、事務局業務を行っていた繊維産業構造改善事業協会が中小企業総合事業団と合体したのを機に、繊維産業流通構造改革推進協議会（略称：QR推進協議会）と合併し、「取引近代化推進委員会」（以下、近代化委員会）として再出発しました。

近代化委員会は、取引改善と繊維企業のSCM（Supply Chain Management）推進のため、各企業・団体の取り組み成果を普及広報し、繊維産業界のSCM推進機関としてのコーディネーターとなることを目指しています。そのうち取引改善については、年2回の取引慣行調査や協議会ホームページに設置した「取引目安箱」による情報収集などを手がかりに、実効のあがる取引改善を目指して業界団体等に対し側面的な協力を推進しています。

取引目安箱のURL：<http://www.qrpa.gr.jp/meyasu/index.html>

業界団体ベースの活動としては、売り手側団体と買い手側団体の協議に基づき、新しいビジネスモデルを構想したり、その運用のための取引基本契約書モデルを作成する動きが現れています。

2001年、売り手側団体として日本紡績協会、日本化学繊維協会、日本羊毛紡績会の3団体と、買い手側団体として日本アパレル産業協会とが話し合いの結果、「売買基本契約書モデル」を作成・発表しています。相互平等、自由競争、信義誠実を原則としてうたったもので、加入企業への普及が期待されているものです。

同じ2001年に、売り手側団体として日本アパレル産業協会、買い手側団体として日本百貨店協会とが委員会を作って緊密な協議を行った成果として、「FBAビジネスモデル」を構想し、その実現に際して売り手・買い手企業間に締結すべき「FBAビジネスモデル契約書(案)」を発表しました。これは基本契約書と個別契約書の2本建てとなっており、従来あいまいだった契約・発注内容を個別・具体的に明確化する画期的な内容のものとなっています。

なお、取引改善は現在、行政においても大きなテーマとして取りあげられており、公正取引委員会では2001年、業界からのヒヤリング結果をベースに「繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し下請法又は独占禁止法上問題となる事例」を収集・発表しています。

次頁以降、これまで述べてきた次項を中心に繊維取引近代化努力の歴史展望を表にまとめて示します。

繊維取引近代化努力の歴史展望

年	月	事 項
1947	4	独禁法
1953	9	" 不公正な取引一般指定
1954	12	" 特殊指定（百貨店）
1956	6	下請法
1965	6	" 第3条書面の記載事項に関する規則
1967		織商連 統一伝票
1971	5	" 商取引憲章
1972	12	取引適正化指針提示（通産省企業局・取引適正化委員会） 基本契約書モデル提示（日本商工会議所）
1973	10	織工審・繊維ビジョン取引改善問題指摘
1974	5 9 12	繊維法・衆参商工委員会付帯決議（取引改善） 繊維法基本指針（取引改善） 繊維取引改善委員会発足（生活局） 百貨店統一伝票
1975		チェーンストア統一伝票
1976	6 10	繊維取引改善委員会第一次答申 繊維取引近代化推進協議会発足（以下、1995年までは協議会の活動内容を中心記述）
1977	1 5 8 9	繊維取引近代化憲章制定 書面契約に関する行動指針制定 取引改善相談窓口開設 手伝店員の整理に関する自主規制基準制定（百貨店協会）
1978	1 2 3	取引条件及び慣行に関する実態調査（平成5年まで計9回） 繊維取引近代化推進月間（以降毎年2月、昭和58年以降2月・10月の2回となる） 続維製品の取引の公正化について（公取指導通達）
1979	1 4 5 9 11	パンフレット「書面契約の意義と進め方」作成 納入業者に対する商品の販売及び協賛金の要請に関する自主規制基準制定（百貨店協会） 毛製品取引改善指針作成 納入業者との取引公正化に関する自主規制基準（チェーンストア協会） 取引改善標語募集（以降昭和61年まで計4回実施）
1980	2 4	繊維取引に係る商事紛争処理に関する指導助言実施要領制定、紛争処理委員会設置 紛争処理の手引き「繊維取引を円滑に進めるために」作成 下請法第4条第1項（下請代金の減額・買ったたき等）運用基準（公取通達）
1981	1 2 5 9 12	取引近代化意識調査（以降平成3年まで計3回実施） 繊維取引近代化推進大会（以降昭和61年まで計4回開催） 繊維取引近代化講演会（以降昭和58年まで計3回開催） 縫製加工基本契約書モデル作成 リーフレット「繊維取引近代化憲章を守りましょう」作成 繊維製品の取引の公正化について（公取指導通達2回目）

年	月	事 業
1982	2 6	「繊維取引近代化への道」(協議会5年の歩み)作成 不公正な取引方法一般指定改正(公取告示) ニット統一仕入伝票
1983	1 9	「繊維取引近代化レポート」創刊(平成5年現在31号) 繊維製品の取引の公正化について(公取指導通達3回目)
1984	3 9 10 12	新潟県綿合繊維物取引近代化指針作成 繊維取引近代化推進員配置(設置要領制定・311名登録) 繊維取引近代化推進マニュアル作成 繊維取引近代化推進会議開催(以降東京・大阪で毎年開催、昭和62年以降名古屋を追加) 繊維取引改善委員会再開(生活局)
1985	3 9 10 12	インテリアファブリクス実態調査実施 繊維取引改善委員会第2次答申 毛整理業の取引近代化指針作成(日本毛整理協会) 取引慣行定時情報交換システム実施要領制定、協力推進員100名登録 繊維取引と情報化に関する実態調査実施 取引慣行天気図発表開始(以降年4回発表) 下請法・独禁法指導通達(一括決済方法・公取通達) 下請法指導通達(磁気媒体等の交付・公取通達) アパレル統一伝票
1986	5 10	不当返品改善のための指針作成(丹後組合・京都織商) 「繊維取引近代化への道」(協議会10年の歩み)作成
1987	4 6 9 10	下請法第4条第1項に関する運用基準改正(公取通達) 不当な返品に関する独禁法上の考え方(公取指導通達) ワイシャツ取引近代化指針作成(ワイシャツ組合連合会) 返品に関する自主規制基準制定(百貨店協会) " (チェーンストア協会) 歩引き、歩積み慣行改善のためのガイドライン試案作成 合繊長繊維生機用出荷案内(オンライン対応、化繊協・染色協)
1988	10 11	返品慣行改善のためのガイドライン試案作成 小ロット、多頻度受注、納期の短縮に関する実態調査実施 合繊長繊維生機用出荷案内書(オンライン対応、化繊協・染色協)
1989	4 12	消費税転化円滑化事業開始(繊維事業協会、平成3年まで) 繊維取引適正化推進委員会発足(") 繊維取引適正化全国事業開始(") 産地取引適正化委託事業開始(") 「取引改善指針集」作成(昭和64年までに作成分) 繊維産業情報システム化推進協議会発足(繊維事業協会、平成5年まで) 商品見本に関する実態調査実施 契約書ニューモデルに関する実態調査実施
1990	3 4 7 10	繊維取引適正化指針作成(13業種、繊維事業協会) 日米構造協議会慣行改善指針検討開始(産構審流通部会等) 毛製品品質情報とその伝達に関するガイドライン試案作成 商慣行改善指針通達(通商産業省) 百貨店・チェーンストア・商社懇談会開催(繊維事業協会)

年	月	事業
1991	1	アパレル商慣行改善懇談会発足（計3回開催）
	2	受発注保管配送に関する実態調査実施
	3	契約書ニューモデル中間報告書発表 繊維取引適正化指針作成（6賞種、繊維事業協会）
	4	下請法第4条第1項運用基準改正（多頻度小口配送、公取通達）
	7	アパレル商慣行改善懇談会報告書発表 流通取引にかかる独禁法上のガイドライン発表（公取）
	10	取引適正化地域別懇談会開催（全国7地域、事業協会と共催）
	12	短繊維織物出荷案内書標準様式発表（情報システム化推進協議会・紡協）
1992	2	チェーンストア懇談会開催
	3	商社懇談会開催 契約書ニューモデル発表 取引担当者教育用教材作成（線維事業協会） 繊維取引適正化指針作成（4業種、耗雑事業協会）
	9	取引担当者教育用教材発行（協議会、繊維事業協会）
	11	取引近代化セミナー（取引担当者教育）開始
1993	6	取引慣行改善に関する報告書（繊維ビジョン第5WG報告） オンライン取引基本契約書モデル開発開始
	11	繊維取引業種間交流事業開始（商社、百貨店、チェーンストア等と関係業界） 産地取引近代化協議会結成準備開始
1994	6	産地取引近代化協議会支援事業開始 取引改善個別相談、指導事業開始
	10	アドバイザー委嘱（97名） 個別企業指導マニュアル発行
1995		オンライン取引基本契約書モデル完成
1999		繊維取引近代化推進協議会がQR推進協議会と合体、取引近代化推進委員会となる
2000		取引近代化推進委員会が99年7-12月度および00年1-6月度取引慣行調査を実施・公表
2001		取引近代化推進委員会が00年7-12月度および01年1-6月度取引慣行調査を実施・公表 日本アパレル産業協会と日本紡績協会・日本化学繊維協会・日本羊毛紡績協会が「売買基本契約書モデル」発表 日本百貨店協会と日本アパレル産業協会が「FBAビジネスモデル契約書（案）」発表 公正取引委員会が「繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し下請法又は独占禁止法上問題となる事例」を発表 繊維産業の取引慣行実態調査を実施（中小企業総合事業団）

中小企業総合事業団

繊維ファッション情報センター

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 (虎ノ門37森ビル)

電話 03(5470)1181

FAX 03(5470)1183

ホームページ URL

中小企業総合事業団

<http://www.jasmec.go.jp/>

繊維事業

<http://www.jasmec.go.jp/tira/index.htm>